

## 役員の報酬および費用弁償支給規程

### 社会福祉法人佐呂間町社会福祉協議会役員の報酬 及び費用弁償支給規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐呂間町社会福祉協議会の役員に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

2 報酬及び費用弁償の支給の対象となる役員は、別表第1に定める役員とする。

#### (報酬)

第2条 第1条に規定する役員が招集に応じたとき又は、職務に従事したときは、別表第1に準じて報酬を支給するものとする。

2 報酬額は、日額2,000円とする。

3 会長職の報酬については、前項の規定に関わらず年額570,000円とし、年額報酬額を12分した月額により在職月数に応じて6月、9月、12月及び3月の各月末までの額を計算しその月の末日までに支給する。

#### (費用弁償)

第3条 役員が会議及び監査のため出席したときは、別表第1に基づく費用弁償を支給するものとする。

2 費用弁償は、日額1,500円とする。

3 役員がその職務遂行のため、町外に出張したるときは、前項の規定にかかわらず本会旅費規程に準じ支給するものとする。

#### (委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

1. この規程は平成13年4月1日から施行する。

2. 本会役員の費用弁償支給規程（平成12年4月1日施行）は廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 役員報酬および費用弁償支給規程

### 附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

### 別表第1

社会福祉法人佐呂間町社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償支給一覧

役員名	報酬	費用弁償
会長（理事）	570,000円 （年額）	1,500円 （日額）
理事	2,000円 （日額）	1,500円 （日額）
監事	2,000円 （日額）	1,500円 （日額）
評議員		1,500円 （日額）
実践計画策定委員	2,000円 （日額）	1,500円 （日額）
実践計画推進委員	2,000円 （日額）	1,500円 （日額）
心配ごと相談員		3,000円 （年額）
評議員選任・解任委員		1,500円 （日額）
共同募金委員会審査委員		1,500円 （日額）